

00097

昭和三十九年12月15日 火曜日 鳥取県公報 第3591号

毎週火、金曜日発行へ但休日に当る
昭和四年四月十五日第三種郵便物認
せば翌日)

鳥取県公報

目 次

- ◇告示 健康保険法による保険医の登録
- 米飯提供業者の登録

鳥取県造林事業補助金交付要綱の一部改正
家畜伝染病予防法による結核病検査等の実施

土地の公用廃止

◇公安告示 道路交通法による聴聞会の開催

ついて 一時保護を加えた児童の所持していた金品に

告

示

鳥取県告示第六百九十二号

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第四十三条ノ

第一項の規定により次のように保険医の登録をしたの
で、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び

保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十二年政令第八
十七号）第九条の規定により告示する。

昭和三十九年十二月十五日

鳥取県知事 石 破 二 朗

氏 名 住 所 登録の登録年月日 記号番号

下山 晶士 東伯郡赤崎町 烏医 昭和三十九年

大字赤崎 一〇七五 十二月三十日

鳥取県告示第六百九十三号

食糧管理法施行規則（昭和二十二年農林省令第百三号）

第三十五条の四第一項の規定に基づき、次のとおり米飯
提供業者の登録をしたので、同規則同条第三項の規定に
より告示する。

昭和三十九年十二月十五日

鳥取県知事 石 破 二 朗

登録番号 登録年月日 氏名 名称又は屋号 住 所 営業所の所在地
 鳥取第二〇八号 昭三九、一一、一八 石破 二朗 鳥取県立母子休養所 鳥取市東町二丁目二二〇 字東鳴戸瀬今市
 倉振第一八一號 ノ二一 今市 緑子 羽合屋 東伯郡羽合町大字橋津四 倉吉市七井町一丁目
 ○七一〇一八

鳥取県告示第六百九十四号

鳥取県造林事業補助金交付要綱（昭和三十五年七月鳥取県告示第三百三十四号）の一部を次のように改正し、昭和三十九年度分の補助金から適用する。

昭和三十九年十二月十五日

鳥取県知事 石破 二朗

第三条第一号を次のように改める。

一 人工造林事業 木材の生産に供する森林の造成を目的として、県が品種系統が明らかであると確認した苗木の植栽（施肥を含む。）及びこれに伴う作業を行なう事業であつて一団地の施業面積が〇・一ヘクタール以上のもの又は植栽苗木の活着と順調な生長を目的として、雪の滑動を防ぐための階段切作業

を行なう事業であつて一団地の施業面積が〇・二ヘクタール以上のもの

第三条第二号中「三反歩」を「〇・三ヘクタール」に改める。

鳥取県告示第六百九十五号

家畜の伝染病の発生を予防するため、次の要領によつて、結核病検査、ブルセラ病検査、肝てつ検査、ひな白痢検査及び肝てつ駆除のための投薬を実施するから家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）第六条の規定に基づき牛及び鶏の所有者に對して、検査及び投薬を受けることを命ずる。

昭和三十九年十二月十五日

畜の伝染病の発生を予防するため、次の要領によつて、結核病検査、ブルセラ病検査、肝てつ検査、ひな白痢検査及び肝てつ駆除のための投薬を実施するから家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）第六条の規定に基づき牛及び鶏の所有者に對して、検査及び投薬を受けることを命ずる。

畜の伝染病の発生を予防するため、次の要領によつて、結核病検査、ブルセラ病検査、肝てつ検査、ひな白痢検査及び肝てつ駆除のための投薬を実施するから家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）第六条の規定に基づき牛及び鶏の所有者に對して、検査及び投薬を受けることを命ずる。

一 実施の目的

結核病、ブルセラ病、肝てつ症、ひな白痢予防のため

二 実施の区域 別表のとおり

三 實施の対象となる家畜の種類及び範囲
結核病検査及びブルセラ病検査

ブルセラ病検査……ブルセラ急速凝集反応及び試験管凝集法

肝てつ検査……皮内反応及び虫卵検査
肝てつ駆除のための投薬……ビチオノール製剤投与

ひな白痢検査……ひな白痢急速凝集反応
別表 ひな白痢検査

実施期日

実施区域

実施場所

十二月二十二日 八東町 各種鶏場巡回
二十三日 河原町
二十四日 用瀬町

肝てつ検査及び肝てつ駆除のための投薬

実施期日

実施区域

実施場所

十二月二十二日 日南町 笠木、萩原検診場
二十三日 福万来、新山

二十四日 茶屋、多里

二十五日 佐木谷、萩山

二十六日 小池、滑

二十八日 熊塔、新屋

ひな白痢検査

種鶏及びこれらと同一構内で飼育している鶏

四 実施の期日 別表のとおり

五 検査及び投薬の方法
結核病検査……ツベルクリン皮内反応

昭和四十年 一月 五日 東伯町

笠見、田越検診場

二十一日 "

上中村、太一垣、出上

国分寺 "

二十二日 倉吉市

浦安、八橋 "

二十三日 赤崎町

金屋、高岡 "

二十五日 倉吉市

倉坂、一ツ屋 "

実施期日 次実施場所

二十六日 大成 "

西高尾、東高尾 "

赤崎市場、別所 "

二十七日 宮場、上法万 "

面穂波、島、東穂波 "

中野、北谷、下米積 "

大榮町 "

二十八日 大榮町

服部、上大立、下福田 "

向原、尾張 "

倉吉市 "

二十九日 赤崎町

別所、妻波、大谷 "

下種、亀谷 "

大榮町 "

三十分

五尾、瀬戸 "

八幡、笠津 "

赤崎町 "

三十一日 赤崎町

赤崎市場、別所 "

面穂波、島、東穂波 "

倉吉市 "

三十二日 大榮町

大成 "

西高尾、東高尾 "

倉吉市 "

三十三日 赤崎町

服部、上大立、下福田 "

向原、尾張 "

倉吉市 "

三十四日 赤崎町

別所、妻波、大谷 "

下種、亀谷 "

倉吉市 "

三十五日 赤崎町

赤崎市場、別所 "

面穂波、島、東穂波 "

倉吉市 "

三十六日 赤崎町

服部、上大立、下福田 "

向原、尾張 "

倉吉市 "

三十七日 赤崎町

別所、妻波、大谷 "

下種、亀谷 "

倉吉市 "

三十八日 赤崎町

赤崎市場、別所 "

面穂波、島、東穂波 "

倉吉市 "

三十九日 赤崎町

服部、上大立、下福田 "

向原、尾張 "

倉吉市 "

四十日 赤崎町

別所、妻波、大谷 "

下種、亀谷 "

倉吉市 "

四十一日 赤崎町

赤崎市場、別所 "

面穂波、島、東穂波 "

倉吉市 "

四十二日 赤崎町

服部、上大立、下福田 "

向原、尾張 "

倉吉市 "

四十三日 赤崎町

別所、妻波、大谷 "

下種、亀谷 "

倉吉市 "

四十四日 赤崎町

赤崎市場、別所 "

面穂波、島、東穂波 "

倉吉市 "

四十五日 赤崎町

服部、上大立、下福田 "

向原、尾張 "

倉吉市 "

四十六日 赤崎町

別所、妻波、大谷 "

下種、亀谷 "

倉吉市 "

四十七日 赤崎町

赤崎市場、別所 "

面穂波、島、東穂波 "

二 聽聞当事者の住所及び氏名

米子市万能町

自転車等運転者 広 吉 真

自動車等運転者 岩 本 治 男

自動車等運転者 加 納 行 良

自動車等運転者 川 原 計 彦

1 米子市長砂町五二四

自転車等運転者 高 塚 武

自動車等運転者 岩 本 治 男

自動車等運転者 加 納 行 良

自動車等運転者 川 原 計 彦

2 米子市車尾二八五

自転車等運転者 高 塚 武

自動車等運転者 岩 本 治 男

自動車等運転者 加 納 行 良

自動車等運転者 川 原 計 彦

3 西伯郡岸本町吉長二八

自転車等運転者 高 塚 武

自動車等運転者 岩 本 治 男

自動車等運転者 加 納 行 良

自動車等運転者 川 原 計 彦

鳥取県告示第六百九十六号
次の土地は、昭和三十九年十二月八日から公用を廃止した。
昭和三十九年十二月十五日

場所地目面積
東伯郡泊村大字小浜字屋敷八 道路敷 一六坪六合六匁
五二ノ一地先

鳥取県知事 石 破 二 朗
昭和三十九年十二月十五日

積

結核病検査及びブルセラ病検査

実施場所

13 米子市惣合町1111番
田動車等運転者 金 本 実
14 田舎町瀬口町瀬口1111番
田動車等運転者 矢 錠 出 売

稚 帶 報

次の金品は、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第33条の規定により一時保護を加えた児童の所持していたものであるが、この金品について返還請求権を有する者は、昭和39年12月15日から一年以内に申されたい。

昭和39年12月15日

鳥取県倉吉児童相談所長

金品の 名 称	種類	数 量	形 状	児童が金品を持 つた理由	保管場所
現 金		1,100	100円札 11枚	昭和39年11月11日倉 吉市明治町地内駐車 の所持者不明のパン 店自動車中に置かれて いた集金カバンから 窃盗したもの	倉吉市仲 之町 倉吉児童 相談所

発行者 鳥取県鳥取市東町1丁目
印鑑所 鳥取県鳥取市栗谷町
[押印] 1部 田舎町瀬口1111番(送配兼用)

昭和39年12月15日 火曜日 金